#### WithDO プライバシーポリシー

この規約は、合同会社Interrupt(以下「当社」という)が提供するサービス「WithDO」(以下「本サービス」という)での、当社とご利用者様(以下「利用者」という)との間の一切の取引(以下、これらの当社と利用者との間の取引を総称して「契約者間取引」という)において、本サービスの契約の当事者が相手方に開示する秘密情報等及び個人情報(以下「秘密情報」という)の秘密保持及び取扱いについて定めたものであり、利用者は当社より別途提示している「利用規約」と併せ、本規約に同意した上で、本サービスを利用するものとします(なお、当社または利用者のうち、本サービスの契約及び提供に基づいて、秘密情報等を開示する当事者を以下「開示者」といい、開示者からの情報を受領する当事者を以下「受領者」という)。

#### 第1条(適用)

本規約は、契約者間取引を行うにあたり、開示者が受領者に開示する全ての情報の秘密保持について適用されるものとします。

### 第2条(定義)

本規約において使用する用語のうち、次に掲げるものの定義は以下のとおりとします。

- 1. 本サービス
  - 利用者が本規約に同意した上で契約する、当社が提供するサービス「WithDO」
- 2. 契約者間取引
  - 当社と利用者との間における一切の取引の総称
- 3. 秘密情報
  - 本サービスの契約の当事者が相手方に開示する個人情報を含む全ての情報の総称
- 4. 開示者
  - 当社または利用者のうち、本サービスの契約及び提供に基づいて、秘密情報を開示する当事者
- 5. 受領者
  - 当社または利用者のうち、本サービスの契約及び提供に基づいて、開示者からの秘密情報を受領 する当事者

### 第3条(秘密情報)

本サービスの契約において「秘密情報」とは、契約者間取引において、開示者が受領者に開示する一切の情報(開示者及び開示者の取引先の秘密情報ならびに開示者及び開示者の取引先が保有する個人情報を含むがこれらに限られないものとする。)であり、開示時に別段秘密でないという旨が明示されていない情報を指します。ただし、次のいずれかに該当するものは、秘密情報に含まれないものとします。

- ① 受領者が開示者から開示を受けたとき、既に公知の情報
- ② 受領者が開示者から開示を受けたとき、受領者自らの責によらず公知となった情報
- ③ 受領者が開示者から開示を受ける以前から既に受領者が適正に保有していたことを証明できる情報
- ④ 譲渡もしくは開示の権限を有する第三者から、秘密保持義務を負担することなく受領者が適法に入手した情報

### 第4条(秘密保持義務)

- 1. 受領者は、秘密情報を善良なる管理者の注意をもって管理するものとし、次に掲げる場合を除いて、 開示者の事前の承諾なく、秘密情報を知る必要がある必要最小限の受領者の役員・従業員以外のいか なる第三者に対しても開示または漏洩してはなりません。
  - ① 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、開示者の同意を得ることが 困難であるとき

- ② 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、開示者の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- 2. 前項にかかわらず、受領者は、開示者から事前の承諾を得た第三者に対し、秘密情報を開示することができるものとします。この場合において、受領者は、当該第三者に対し、秘密情報につき、本契約で受領者が負う義務と同等の義務を課さなければならず、かつ、当該第三者における秘密情報の管理が適切に行われるよう監督するものとします。
- 3. 受領者は、秘密情報へのアクセス管理・アクセス制限、秘密情報の持ち出しの禁止、外部からの不正なアクセスの防止のための措置等、秘密情報に関する不当なアクセス、漏洩、改ざん、盗難、紛失、滅失、毀損等の防止その他秘密情報の安全な管理に必要かつ適切な措置を講じるものとします。
- 4. 受領者が秘密情報を開示した受領者の役員・従業員または前項に基づき受領者が秘密情報を開示した 第三者の行為により開示者に損害が発生した場合(秘密情報に関する不当なアクセス、漏洩、改ざ ん、盗難、紛失、滅失、毀損等の事件または事故が生じ、開示者に損害が発生した場合を含むがこれ らに限りません)であって当該損害の発生が受領者の責に帰すべき事由に基づくときは、受領者は開 示者に対し開示者の蒙った損害のすべてについて賠償する義務を負うものとします。

# 第5条(目的外使用の禁止等)

- 1. 受領者は、秘密情報を、当該秘密情報が開示される基礎となった契約者間取引における受領者の義務 を履行する目的以外の目的のために一切使用してはなりません。
- 2. 受領者は、開示者の書面による事前の承諾なく、秘密情報を複製することはできない。受領者が開示者の書面による事前の承諾を得て秘密情報を複製した場合、受領者は、秘密情報を複製したものについても秘密情報として取扱うものとします。

#### 第6条(報告徴収・立入調査等)

- 1. 開示者は、受領者に対して、受領者による秘密情報の秘密保持義務その他本契約に定める義務の実施状況、当該義務の遵守状況等について、いつでも報告を求めることができ、受領者はこれに応じて当該報告を行うものとします。
- 2. 開示者は、受領者による秘密情報の秘密保持義務その他本契約に定める義務の実施状況、当該義務の 遵守状況等について、受領者の営業所、事務所等に立入調査することができるものとし、受領者はこ れに協力するものとします。
- 3. 受領者が講じる秘密情報の管理が不十分であると開示者が合理的な理由に基づき認める場合、開示者は受領者に対して必要な措置の実施を求めることができるものとし、受領者はこれに応じて遅滞なく当該措置を実施するものとします。

# 第7条(事件・事故発生の通知義務)

受領者は、秘密情報に関する不当なアクセス、漏洩、改ざん、盗難、紛失、滅失、毀損等の事件または 事故その他これらに類似する事件または事故が生じたときは、開示者に対し、直ちに連絡するものと し、開示者と協議の上、開示者と協力して当該事件または事故についての対策を講じるものとします。

### 第8条 (廃棄及び返却)

- 1. 受領者は、秘密情報が開示される基礎となった契約者間取引が終了した場合、当該契約者間取引にかかる秘密情報及びそれらの複製物を、開示者の指示に従い、直ちに廃棄及び消去、返却するものとします。
- 2. 受領者は、開示者が要求した場合または本契約が理由の如何を問わず終了した場合、ただちに、開示者の指示に従い、記録媒体等に記録された一切の秘密情報を消去し、秘密情報の記録された資料等(複写・複製・翻訳物を含みます)を廃棄しなければならず、消去・廃棄の完了後に開示者にその旨を通知するものとします。

3. 受領者は、前項により秘密情報を消去・廃棄処分した後においても、かかる秘密情報の内容に関し、 本契約に基づく秘密保持義務に服するものとします。

### 第9条(秘密情報の帰属と非保証)

全ての秘密情報は、開示者に帰属するものとし、開示者は、受領者に対する秘密情報の開示により、商標権、特許権、著作権、及び他のいかなる知的財産権に基づく権利も、黙示的であると否とを問わず受領者に対して許諾したとみなされず、成果物に秘密情報が化体された場合であっても、当該秘密情報はなお開示者に帰属するものとします。

#### 第10条 (個人情報)

本サービスの契約において「個人情報」とは、個人情報保護法にいう「個人情報」を指すものとし、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、住所、電話番号、連絡先その他の記述等により特定の個人を識別することができる情報及び他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる情報、容貌、指紋、声紋などにかかるデータ、健康保険証の保険者番号などの当該情報単位から特定の個人を識別できる情報(個人識別情報)を指します。

### 第11条 (個人情報の収集方法)

当社は、利用者が利用登録をする際に氏名、生年月日、住所、電話番号、メールアドレスなどの個人情報の入力を要求します。ただし、当社が定めた方法以外の不正な方法で個人情報を要求、収集、利用は行わず、利用者及び当社ホームページの全閲覧者の個人情報に関して、本人の同意なく収集、利用行いません。

#### 第12条(個人情報を収集・利用する目的)

当社が個人情報を収集・利用する目的は、以下のとおりです。

- 1. 本サービスの提供・運営及び契約者間取引の履行のため
- 2. 利用者の本人確認を行うため
- 3. 利用者との必要に応じたご連絡のため
- 4. 利用規約の違反や、不正・不当な目的でサービスを利用しようとする利用者の特定をし、ご利用をお断りするため
- 5. 利用者にサービスの利用料金を請求するため
- 6. 上記の利用目的に付随する目的

## 第13条 (利用目的の変更)

当社は、個人情報の利用目的が変更前と関連性を有すると合理的に認められる場合に限り、個人情報の利用目的を変更するものとします。利用目的の変更を行った場合には、変更後の目的について、当社所定の方法により、利用者に通知し、または本ウェブサイト上に公表するものとします。なお、本規約の変更後、本サービスの利用を開始した場合には、当該利用者は変更後の規約に同意したものとみなします。

### 第14条 (個人情報の第三者提供)

- 1. 当社は、次に掲げる場合を除いて、あらかじめ利用者の同意を得ることなく、第三者に個人情報を提供することはありません。ただし、個人情報保護法その他の法令で認められる場合を除きます。
  - ① 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
  - ② 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
  - ③ 予め次の事項を告知あるいは公表し、かつ当社が個人情報保護委員会に届出をしたとき

- 利用目的に第三者への提供を含むこと
- 第三者に提供されるデータの項目
- 第三者への提供の手段または方法
- 本人の求めに応じて個人情報の第三者への提供を停止すること
- 本人の求めを受け付ける方法
- 2. 前項の定めにかかわらず、次に掲げる場合には、当該情報の提供先は第三者に該当しないものとします。
  - ① 当社が業務の改善に必要な範囲内において個人情報の取扱いの全部または一部を委託する場合
  - ② 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人情報が提供される場合

# 第15条 (個人情報の照会)

- 1. 受領者は、開示者から個人情報の照会を求められたとき、開示者に対し、開示者が本人であることを確認した上で、遅滞なくこれを照会するものとします。ただし、開示することにより次のいずれかに該当する場合は、その全部または一部を開示しないこともあり、開示しない決定をした場合には、その旨を遅滞なく通知します。
  - ① 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
  - ② 受領者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
  - ③ その他法令に違反することとなる場合
- 2. 前項の定めにかかわらず、履歴情報及び特性情報などの当該情報以外の情報については、原則として 開示いたしません。

### 第16条 (個人情報の訂正及び削除)

- 1. 利用者は、当社の保有する自己の個人情報が誤った情報である場合には、当社が定める手続きにより、当社に対して個人情報の訂正、追加または削除(以下「訂正等」という)を請求することができます。
- 2. 当社は、利用者から前項の請求を受けてその請求に応じる必要があると判断した場合には、遅滞なく、当該個人情報の訂正等を行うものとします。

#### 第17条 (個人情報の利用停止等)

- 1. 当社は、利用者から、個人情報が、利用目的の範囲を超えて取り扱われているという理由、または不正の手段により取得されたものであるという理由により、その利用の停止または消去(以下「利用停止等」という)を求められた場合には、遅滞なく必要な調査を行います。
- 2. 前項の調査結果に基づき、その請求に応じる必要があると判断した場合には、遅滞なく、当該個人情報の利用停止等を行います。
- 3. 当社は、前項の規定に基づき利用停止等を行った場合、または利用停止等を行わない旨の決定をしたときは、遅滞なく、これを利用者に通知します。
- 4. 前項にかかわらず、利用停止等に多額の費用を有する場合その他利用停止等を行うことが困難な場合であって、利用者の権利利益を保護するために必要なこれに代わるべき措置をとれる場合は、この代替策を講じるものとします。

### 第18条(秘密情報が漏洩した場合などにおける損害賠償義務)

- 1. 秘密情報に関し、受領者の責に帰すべき事由により、秘密情報に関する不当なアクセス、漏洩、改ざん、盗難、紛失、滅失、毀損等の事件または事故が生じた場合、その他受領者の責に帰すべき事由により開示者に損害が発生した場合には、受領者は開示者に対し開示者の蒙った損害のすべてについて賠償する義務を負うものとします。
- 2. 秘密情報が受領者以外の第三者に漏洩等した場合、受領者は、開示者と協議の上、有形の秘密情報の回収等の適切な処置を講ずるともに、秘密情報の漏洩を最小限にとどめるよう善後措置に最善を尽く

すものとします。

# 第19条 (プライバシーポリシーの変更)

- 1. 本ポリシーの内容は、法令その他本ポリシーに別段の定めのある事項を除いて、利用者に通知することなく、変更することができるものとします。
- 2. 当社が別途定める場合を除いて、変更後のプライバシーポリシーは、本ウェブサイトに掲載したときから効力を生じるものとします。

# 第20条(合意管轄)

本サービスの履行及び解釈は日本法に従って為されるものとし、当社及び利用者は、本サービスの契約、利用において契約者間に発生する争議の審判は当社所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄とします。

2021年03月31日 施行 2021年03月31日 改訂

> 東京都日野市南平9丁目38-11 合同会社Interrupt 代表社員 久保直子